

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年 6月29日
【会社名】	株式会社ソネック
【英訳名】	SONEC CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福島 孝一
【本店の所在の場所】	兵庫県高砂市曾根町2257番地の1
【電話番号】	079-447-1551(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理部長 清水 省己
【最寄りの連絡場所】	兵庫県高砂市曾根町2257番地の1
【電話番号】	079-447-1551(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理部長 清水 省己
【縦覧に供する場所】	株式会社ソネック大阪支店 (大阪市淀川区西中島七丁目1番29号 新大阪SONEビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成27年6月25日開催の当社第75期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金7円

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 300,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことにより、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を充分発揮できるよう、変更案第26条の新設及び現行定款第33条の一部を変更するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

渡辺 健一、福島 孝一、野々村 隆、清水 省己、村上 一彦、西垣 誠及び上甲 晃を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

竹内 健二及び久 英之を監査役に選任するものであります。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	5,841	1	-	(注)1	可決 99.98
第2号議案	5,840	2	-	(注)2	可決 99.97
第3号議案				(注)3	
渡辺 健一	5,841	1	-		可決 99.98
福島 孝一	5,841	1	-		可決 99.98
野々村 隆	5,841	1	-		可決 99.98
清水 省己	5,841	1	-		可決 99.98
村上 一彦	5,841	1	-		可決 99.98
西垣 誠	5,841	1	-		可決 99.98
上甲 晃	5,841	1	-		可決 99.98
第4号議案				(注)3	
竹内 健二	5,841	1	-		可決 99.98
久 英之	5,841	1	-		可決 99.98

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第5号議案	5,841	1	-	(注)1	可決 99.98

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。
  3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上